

第8回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年8月6日(金) 午前9時00分から午前9時40分

2. 開催場所 笠松町役場 4階 大会議室

3. 出席委員(15人)

会長	5番	岩田	壽
副会長	13番	松原	悟
議席	1番	奥村	彰朗
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	後藤	清
議席	4番	安達	純彦
議席	6番	松原	正孝
議席	7番	奥田	正夫
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	10番	近藤	秀隆
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	14番	森	幸泰
議席	15番	森	茂信

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 博臣

書記 奥村 敬宗

書記 亀井 昭宏

5. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第16号 農地法第3条買受適格者証明について

日程第3 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第4条第1項第8項の規定による届出について

日程第6 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

6. 会議の概要

議 長	<p>令和3年第8回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を7番奥田委員 15番森委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2 議案第16号「農地法第3条買受適格者証明について」事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第16号 朗読】</p> <p>申請者の所有する農地面積、農機具、農業従事者の情報等について説明し、買受適格者に十分該当する者である旨を説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
8番委員	<p>申請者は前回、買受適格者証明を受け競売により落札した土地に関して適切な管理が出来ていないのではないか。雑草等が繁茂している状態にあると思われる。</p>
事務局	<p>適格者証明願を提出された際に確認を取った時は、裁判所からの譲受に時間が掛り今年度の作付け等は出来なかったもので、作付けは来年からスタートすると伺っています。現在の状況については、再度確認を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>生産調整で保全管理している可能性もあるので、作付けされていなくても問題はない。総会終了後に担当地区委員と事務局で現地の状況を確認し、雑草等が繁茂し、適正に管理がされていない場合は、事務局より指導するというので、買受適格者証明としたい。</p>
事務局	<p>再度現地を確認し、必要であれば申請者に対して指導します。</p>
8番委員	<p>当該地ですが、現土地所有者が現在も農作業していないか。</p>

事務局	現状を把握してないため、その内容についても、後ほど確認します。また、所有権移転について確認します。
議長	事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし)
議長	議案第16号について、原案のとおり証明することに異議がないか諮った。 (異議なし)
議長	議案16号については、証明するものとして、続いて議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」事務局へ説明を求めた。
事務局	【議案第17号 朗読】 議受人は駐車場への転用申請であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また、近隣農地の排水に問題が出る恐れがあるため敷地内に側溝と柵を設け、近隣の農業に影響が出ないように対応する旨説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
7番委員	最初に確認した時から土地利用計画図が変更されているがどういった経緯で変更になったのか。申請書も変更されているのか教えてほしい。
事務局	会長と協議している段階で、雨水処理に対して問題がある判断し、申請者と協議し現在の土地利用計画図に変更されました。
議長	私の方から、駐車場にしてしまうと浸透式では雨水が処理できないと判断したので事務局に行って変更するように申請者に伝えた。
7番委員	申請地の東側の水路は用排水路なので排水を行えば南側の農地に影響が出ないか心配であると諮った。

議 長	その点についても指導して、何かあった場合はすぐに対処するよう申請者には伝えてある。
議 長	事務局、地区担当委員から説明を受けて、質疑・意見を諮った。 (意見等なし)
議 長	議案第17号について、原案のとおり許可相当と判断し県へ進達することに異議がないか諮った。 (異議なし)
議 長	議案第17号は原案のとおりとし、事務局へ県より許可が得られた際は、改めて土地の適正な管理を運用事業者へ伝えるよう述べた。続いて報告第1号「農地農第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第1号 番号1~2 朗読】 相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出がされたものであり、相続人に対しては、引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。
議 長	事務局からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議 長	続いて、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第2号 番号1~3 朗読】 番号1は一般個人住宅で現在既に家が建っており、始末書も併せて提出されている。番号2は共同住宅で現在既にアパートが建っており、始末書も併せて提出されている。番号3は駐車場への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。
議 長	担当地区委員からの発言を求めた。

14番委員	番号1の現地は現在の所有者に相続される以前から家と一体で使用しており、農地転用が行われてこなかった理由が分からないそうですが、始末書と併せて今回届出が提出されたので問題ない旨述べた。
1番委員	番号2についても、事務局から説明があったとおりアパートが建っており、かなり古い建物であって当時、農地転用の届出がされてない理由が分からないそうです。また、当該地がアスファルト舗装もされており、土砂等の流出もないため、始末書が提出されているので問題ない旨述べた。
2番委員	番号3については隣に建設予定の介護施設の駐車場として利用するようで、施工計画もしっかりしていて土砂等の流出等の問題もない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議長	続いて、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第3号 朗読】 届出は一般住宅への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
2番委員	隣接する畑に土砂の流出がないよう処理をしていただくよう説明し納得されているため問題ないと思われる。計画どおり施工していただければ土砂等の流出の問題はない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了し、令和3

年度第8回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和3年 9月 6日

議 長

岩 田 壽

委 員

奥 田 正 夫

委 員

森 茂 信